資料１

くまもと障がい者プラン
（第６期熊本県障がい者計画）
進捗状況について

計画期間：令和３年度～令和８年度

【評価方法（共通事項）】

Ａ：達成率100%以上
Ｂ：達成率80%以上100%未満
Ｃ：達成率50%以上80%未満
Ｄ：達成率50%未満（※）

※実績値が策定時点（-の時は、中間見直し時点）より数値が低下している場合は、
すべて「Ｄ」と記載。



【資料のガイド】

・これから説明するのは、令和５年度に作った「くまもと障がい者プラン」の進み具合についての資料です。

第６期熊本県障がい者計画について

策定根拠と位置づけ

障害者基本法第１１条第２項の規定に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として、本県における障がい者の状況を踏まえて策定するものです。

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本県の障がい者施策に関する基本的な計画として位置付けています。

◆ 障害者基本法（第１１条第２項）

２　都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

計画の期間

令和３年度（２０２１年度）から令和８年度（２０２６年度）までの６年間　※令和６年３月に中間見直し

障がい福祉計画との関係

この計画は、障がい者施策に関する基本計画としての性格を踏まえるとともに、障がい者計画の障害福祉サービス等の確保に関する実施計画に相当する障がい福祉計画（※）と一体となって県の障がい者施策を推進するために、両計画の改定のサイクルを統一し、第５期計画と同じ６年間としています。

※ 障がい福祉計画とは

障害者総合支援法第８９条第１項等の規定に基づき、障害福祉サービスの必要な見込み量を定め、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための計画。国が定める基本指針（厚生労働省告示）により計画期間が３年間と定められ、現計画の期間は令和６年度（２０２４年度）から令和８年度（２０２６年度）までとなっています。



【資料のガイド】

・県の計画には「障がい者プラン」と「障がい福祉計画」の２つあります。「障がい者プラン」は県内で暮らす様々な障がいのある人に関する取組みの方向性をまとめています。「障がい福祉計画」は、市町村ごとに「どんなサービスがどれくらい必要か」を具体的に計算したものを県全体でまとめています。

第６期熊本県障がい者計画について

目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

基本理念

◆ 障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会 ◆
◆ 自らの選択・決定・参画の実現 ◆
◆ 安心していきいきと生活できる環境づくり ◆

重点化の視点

① 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
② 地域で安心して生活できるための支援
③ 家族等に対する支援
④ 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
⑤ 災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

分野別施策

（１）地域生活支援
（２）保健・医療
（３）教育、文化芸術活動・スポーツ
（４）雇用・就業、経済的自立の支援
（５）情報アクセシビリティ
（６）安全・安心
（７）生活環境
（８）差別の解消及び権利擁護の推進



【資料のガイド】
・県では、障がいのある人もない人も尊重され、ともに生きる社会を目指し、地域で取り組む分野を８つに分けています。

施策１　地域生活支援

・障がい特性やそれぞれのご家族を尊重したサービスが受けられるよう支援しました。

主な施策と令和７年度の取組内容

（１）基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備のための市町村への支援【企画班】

市町村における基幹相談支援センター設置促進及び機能充実を図るため、未設置地域へアドバイザーを派遣し意見交換や助言等を行うとともに、県内基幹相談支援センター間の情報共有の場として連絡会を開催した。

（２）障がい特性に配慮した地域生活支援やサービスを提供する人材の確保・養成【発達班】【企画班】

強度行動障がいの状態にある者に対し、適切な支援等を行う職員の人材育成を目的とした強度行動障がい支援者養成研修を実施した（R7年度修了者：基礎研修112名、実践研修70名）。

また、発達障がい者支援センターにおいて、支援者養成研修等の研修や講師派遣を行った（実施回数375回）。

（３）障がい当事者家族を支えるファミリープランの検討【サービス班】

障がい当事者・家族の包括的支援策を検討すべく、当事者や家族団体等（51者）との意見交換や相談支援事業所（238か所）への実態調査を実施。有識者会議を経て県で事業化を検討し、国へ制度化の要望を行った。

	項　目 ※No.7,8は施策6に掲載	単位	策定時点	中間見直し	実績値			目標値（R8）	進捗状況	
			R1	R4	R5	R6	R7		達成率（%）	評価
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	人数	－	R2-R4累計 62	22	19	45	R6-R8累計 166	27.1	D
2	福祉施設入所者数の減少数	人数	－	R2-R4累計 124	30	21	47	R6-R8累計 138	34.1	D
3	基幹相談支援センターの設置市町村数	市町村	－	8	8	11	18	45	40.0	D
4	地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	人	－	－	15	16	16	31	51.6	C
5	発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数	累計人数	615	759	837	914	968	935	103.5	A
6	ペアレントメンター登録者数メンター登録者数	累計人数	69	87	94	102	110	111	99.1	B
9	強度行動障がい支援者養成研修修了者数	累計人数	1,795	2,556	2,798	3,081	3,263	3,895	83.8	B

中間見直し後の集計期間

施策２　保健・医療

・障がいのある子どもや、心の病気がある方などを支える施設への助成や職員研修等を行いました。

主な施策と令和７年度の取組内容

（１）障がい児への療育支援【発達班】

地域の中核的な療育支援機関である児童発達支援センター（障がい保健福祉圏域ごとに設置）に療育相談員を配置し、運営費の補助（全10圏域に実施）を行う等により地域支援機能の充実に取り組んだ。

（２）精神科病院の夜間又は休日の診療体制の整備、精神科救急情報センターの運営　等【精神班】

輪番病院の利用件数は年間848件であり、精神科救急情報センターには2,005件の相談が寄せられた。

（３）こども・若者の自殺危機対応チームの設置、ゲートキーパーの人材養成【精神班】

こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、自殺リスクのあるケースの個別ケース会議を１回実施した。また、専門職だけでなく学生や教職員向けのゲートキーパー養成研修をそれぞれ実施し、計297人を養成した。

	項　目		単位	策定時点	中間見直し	実績値			目標値（R8）	進捗状況	
				R1	R4	R5	R6	R7		達成率（%）	評価
10	精神障がい者の精神病棟から退院後１年以内の地域における平均生活日数 （厚生労働省公表の直近データを使用しているため、実績値の時点と評価年度に差がある）		日	－	306 （H28年度末）	316 （R3年度末）	316 （R4年度末）	314 （R5年度末）	326 （R6年度末）	96.3	B
11	精神障がい者の精神病床における1年以上長期入院患者数 （患者の住所地での患者数）	65歳以上	人	－	3,513	3,356	3,213	3,143	2,524	80.3	B
		65歳未満		－	1,198	1,151	986	945	939	99.4	
12	精神障がい者の精神病棟における早期退院率	3ヶ月以上	%	－	51.6	53.2	55.5	57.6	68.9	83.6	B
		6ヶ月以上		－	76.7	77.0	79.2	81.3	84.5	96.2	
		1年以上		－	84.9	84.1	88.6	90.7	91.0	99.7	
13	かかりつけ医等の心の健康対応向上研修会受講者数		累計人数	476	700	750	792	866	826	104.8	A
14	自殺死亡率（人口１０万人対）		人/年	15.5	18.5	16.1	15.2	14.8	13.0	88.5	B
15	障がい児（者）のむし歯予防や口腔清掃等の知識・技術を習得した職員を有する入所施設の割合		%	37.8	66.2	71.6	75.7	77.0	87.8	87.7	B

施策３　教育、文化芸術活動・スポーツ

・全ての学校の先生が子どもに合った良い学びを提供できるように様々な支援を行いました。
・芸術やスポーツを頑張っている方々の活躍を後押ししました。

主な施策と令和７年度の取組内容

（１）教員の専門性向上や教育環境の整備【特支課】

全ての教職員を対象とした「特別支援教育基礎研修」を実施。就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、「個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎに係るガイドライン」を周知した。

（２）インクルーシブ教育システムの構築【特支課】

特別な教育的ニーズのある子供たちが最適な学びの場で学べるよう、学びの場を選択する際の考え方等を整理した「学びの場の検討のための補助資料」を作成し、市町村教育委員会へ通知した。

（３）文化芸術活動を通した社会参加の促進【社会班】

「くまもと障がい者芸術展」の開催や「障害者芸術文化活動支援センター」の取組みを通して、障がい者の芸術・文化活動を支援した。また、くまモンがアール・ブリュット　パートナーズ熊本の応援大使に就任し、障がい者の芸術・文化活動の普及を促進した。

（４）パラスポーツ・デフスポーツ等を通した社会参加の促進【社会班】

「くまもと障がい者スポーツ大会」の開催や「全国障害者スポーツ大会」への派遣を通して、パラスポーツの普及やパラアーティスト等の社会参加を支援した。また、日本で初めて開催されたデフリンピック後には、金メダルを獲得した県関係３選手による「フリートークショー＆デフスポーツ体験会」を開催したほか、「熊本県スポーツ特別功労賞」を授与した。

	項　目	単位	策定時点	中間見直し	実績値			目標値（R8）	進捗状況	
			R1	R4	R5	R6	R7		達成率（%）	評価
16	個別の教育支援計画の小学校から高等学校までの引継ぎ率	%	64.7	96.0	97.7	97.9	98.9	100	98.9	B
17	県立普通高校（分校を除く）のエレベーター設置率	%	82.8	90.0	93.1	93.1	93.1	100	93.1	B
18	初級障害者スポーツ指導員数（熊本県障害者スポーツ指導者協議会登録者数）	累計人数	461	295	339	364	389	650	59.8	C

施策４　雇用・就業、経済的自立の支援

・A型就労事業所の経営を支援したり、賃金が増えるための研修を行いました。
・農業で働きたい方が事業所で働くための支援や、農業で働く魅力を広くお知らせしました。

主な施策と令和７年度の取組内容

（１）就労継続支援事業所への経営改善支援【サービス班】

生産活動収支が赤字の県指定の就労継続支援A型事業所（15か所）へ中小企業診断士を派遣し経営改善を支援。また全A型事業所（104事業所）を対象に、経営基盤強化や賃金向上を目的とした全体研修を実施した。

（２）お試し発注サポート事業スタート【社会班】

就労継続支援事業所に初めて業務等を発注する民間企業に対し、費用の一部補助する「お試し発注サポート事業」をスタートし、事業所の受注機会の拡大に取り組んだ。

（３）農福連携の推進【社会班】

「農福連携コーディネーター」を配置し、新たに農福連携に取り組む意思のある福祉事業所等へのマッチング支援を行った。また、県庁プロムナードでのマルシェの開催など、農福連携の認知度向上に取り組んだ。

	項　目	単位	策定時点	中間見直し	実績値			目標値（R8）	進捗状況	
			R1	R4	R5	R6	R7		達成率（%）	評価
19	一般就労に移行した福祉施設利用者数	年間人数	－	262	287	319	349	313	111.5	A
20	就労定着支援事業の利用者数	年間人数	－	42	41	148	156	58	255.2	A
21	福祉施設から公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	年間人数	－	319	276	285	216	433	65.8	D
22	障害者就業・生活支援センターの新規登録者数	件数	652	482	496	463	418	700	59.7	D
23	障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率（６ヶ月）	%	78.0	85.6	83.7	88.7	81.9	88.0	93.1	B
24	障がい者委託訓練事業修了者の就職率	%	58.0	42.0	38.0	43.4	34.1	60.0	56.8	D
25	農福連携コーディネート事業において契約に至った新たな福祉事業所数	累計件数	－	10	19	27	39	60	65.0	B
26	就労継続支援Ｂ型の平均工賃月額	円	15,372	16,295	21,108	22,572	未	22,922		

施策５　情報アクセシビリティ

- 目が見えなくても音声で知ることができるハザードマップをスマートフォンで見れるようにしました。
- 障がいのある人からＩＣＴ機器の相談を受けたり、支援者を増やす研修会を開きました。

主な施策と令和７年度の取組内容

（１）耳で聞くハザードマップアプリの導入【防災推進課】

視覚障がい者等への防災情報の提供を充実させるため、「耳で聴くハザードマップ」の利用促進に取り組み、熊本県防災センター展示・学習室や各種防災イベントでのチラシ配布、県政ラジオを活用し周知を行った。

（２）障がい者ＩＣＴサポートセンターの開設【社会班】

７月に「熊本県障がい者ＩＣＴサポートセンター」を設置し、障がい者からのＩＣＴ機器の日常利用に関する相談対応を行ったほか、支援者を養成する研修会を開催した。

（３）障がい者の意思疎通支援の推進【社会班】

障がいのある人が意思表示やコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、点訳・朗読奉仕員や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者の養成・派遣事業を実施した。各研修の修了者数は下表のとおり。

	項　目	単位	策定時点	中間見直し	実績値			目標値（R8）	進捗状況	
			R1	R4	R5	R6	R7		達成率（%）	評価
27	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	累計人数	1,434	1,465	1,471	1,485	1,493	1,525	97.9	B
28	要約筆記者養成研修修了者数	累計人数	72	88	99	112	123	128	96.1	B
29	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数	累計人数	88	106	112	120	129	137	94.2	B
30	手話通訳者養成研修修了者数	累計人数	1,211	1,258	1,311	1,343	1,404	1,355	103.6	A

施策６　安全・安心

・医療的ケア児を支援する市町村職員などが幅広く学ぶ研修会を開きました。
・令和7年7月豪雨で被災した方の安全確認や生活支援を行いました。

主な施策と令和７年度の取組内容

（１）医療的ケア児やその家族に対する災害対策のための市町村への支援【発達班】

医療的ケア児支援に関係する、福祉、保健、保育、教育、防災の部局横断の関係構築を後押しするため、この５つの分野に係る市町村の担当課職員を対象に研修会を開催し、医療的ケア児支援センターによる災害対策に関する講話や個別避難計画の作成演習等を行った（参加者数236人）。

（２）医療的ケア児が参加する市町村の避難訓練等に対する医療的ケア児支援センターによる支援【発達班】

医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児やその家族が、地域の支援者と避難の流れや避難ルートの確認を行う「防災さんぽ」「防災ドライブ」等を市町村が実施する際の支援を行った（9市町村で実施）。

（３）災害発生時における、相談支援専門員による在宅障がい者等の訪問【企画班】

令和７年７月豪雨で被災した障がい者の孤立や状態悪化等を防ぐため、相談支援専門員の派遣により在宅の障がい者の個別訪問、状態把握（アセスメント）や適切な支援機関へのつなぎ等を実施した。

（八代市、美里町を中心に92名に対し個別訪問等を実施。）

	項　目	単位	策定時点	中間見直し	実績値			目標値（R8）	進捗状況	
			R1	R4	R5	R6	R7		達成率（%）	評価
7	医療的ケア児支援のための協議の場設置市町村数	市町村	―	15	15	40	41	45	91.1	B
8	医療的ケア児等コーディネーター配置市町村数	市町村	8	4	17	24	28	45	62.2	C
31	要配慮者利用施設に係る避難確保計画の策定率	%	2.5 R2.2月	96	96.5	94.9	93.1	100	93.1	B
32	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	2,200	2,200	2,209	2,212	2,218	2,300	96.4	B
33	消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	%	7.0	61.9	62.0	62.1	62.1	50.0 以上	124.2	A

施策７　生活環境

・障がいのある方も安全に利用できる道路を増やしました。
・県が管理する家の手すりをなくしたり、段差をなくすなどのバリアフリーを行いました。

主な施策と令和７年度の取組内容

（１）県が管理する道路の歩道整備・バリアフリー化【道路保全課】

通学路を含む歩道整備（幅員の確保、段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置等）により、小中学生のみならず高齢者や障がい者など誰もが安全に利用できる道路整備を進めた（R7年度末の累計実績は112.8km）。

（２）県営住宅のユニバーサルデザイン化の推進【住宅課】

手すりの設置や床の段差解消など、誰もが利用しやすい県営住宅の戸数を増やすことを目指している。空室を中心に改修工事を行い、バリアフリー化を行った（R7年度は30戸実施）。

	項　目	単位	策定時点	中間見直し	実績値			目標値（R8）	進捗状況	
			R1	R4	R5	R6	R7		達成率（%）	評価
34	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	88.4	87.5	81.8	83.9	88.6	100.0	88.6	B
35	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	3,415	4,088	4,330	4,634	4,886	5,000	97.7	B
36	県営住宅におけるＵＤ対応住宅の割合	%	27.4	38.4	38.7	39.4	40.7	40.0	101.8	A
37	県が管理する道路のうち、歩道整備計画（注1）における歩道のバリアフリー整備（注2）延長割合	%	71.4	76.7	78.2	80.7	82.3	90.0	91.4	B
38	乗合バスのうちノンステップバスの割合（注3）	%	57.4	77.2	78.2	83.7	85.4	80.0	106.8	A

（注１）歩道整備計画
整備計画地区（17地区、総延長73km、熊本市を除く）に平成24年度から取り組んでいる通学路緊急合同点検及び今回新たに通学路交通安全プログラムによる要対策箇所（132箇所、計64km）を追加した合計137kmを整備する計画
（注２）歩道のバリアフリー整備
歩道の幅員の確保、段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行う整備を言い、整備基準は以下のとおり
・歩道：有効幅員２m以上　・自転車歩行者道：有効幅員３m以上
・段差解消：歩道縁端部と車道との段差は２ｃｍ
・視覚障がい者用誘導ブロック：視覚障がい者の移動の円滑化のため必要と認められる箇所に設置
（注３）乗合バスのうちノンステップバスの割合
低床のため走行する路線の地形上の理由（道路の勾配等）等により国の移動円滑化基準に適合不要の車両を除いた車両数に占めるノンステップバスの割合

施策８　差別の解消及び権利擁護の推進

主な施策と令和７年度の取組内容

（１）審議会等への障がいのある方の積極的な登用【企画班】

県審議会等の委員として、障がいのある方の積極的な登用やオブザーバー参加の推進のため、令和7年7月に各課宛てに依頼を行い、17の会議体に延べ24名が登用された（令和8年3月末現在）。

（２）障がい者差別解消や「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組推進【企画班】

令和6年4月1日に施行した改正障害者差別解消法により、事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられたため、県内事業者や障害者福祉施設、地域相談員等を対象に出前講座を行った。

・障害者福祉施設等の虐待防止を図るためのオープンセミナー：10回（参加者数277名）
・庁内研修及び県内各地への出前講座：47回（参加者数1,778名）
・熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修：2回（134名）
・障害者差別解消・虐待防止連絡会議：R7.5開催（33名）

	項　目	単位	策定時点	中間見直し	実績値			目標値（R8）	進捗状況	
			R1	R4	R5	R6	R7		達成率（%）	評価
39	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	%	42.4	49.4	49.1	46.4	57.5	55.0	104.5	A

・障がいのある方からより意見を聞くため、障がいのある方（２４名）が新しく県の会議の委員になりました。
・障がい者への差別や虐待をなくすため、企業や事業所などに研修会をたくさん行いました。